

個人市民税 控除・税率等の変遷

年度 区分	～ 昭和58年度	昭和59年度
給与所得控除	56～ 1,250,000円以下 500,000円 1,250,000円超 1,500,000円以下 支払金額×40% 1,500,000円超 3,000,000円以下 支払金額×30%+ 150,000円 3,000,000円超 6,000,000円以下 支払金額×20%+ 450,000円 6,000,000円超 10,000,000円以下 支払金額×10%+1,050,000円 10,000,000円超 支払金額× 5%+1,550,000円	
雑損控除	57～ 損害額－(総所得金額等×10%) ただし、災害に直接関連して支出された場合は、 (総所得金額額×10%)と5万円のいずれか低い金額を超える金額	
医療費控除	51～ 支払額－{(総所得金額等×5%)と5万円の少ない額} (最高限度 200万円)	
社会保険料控除	37～ 支払額全額	
小規模企業共済等掛金控除	43～ 支払額全額	
生命保険料控除	50～ 15,000円以下 支払額全額 15,000円超 40,000円以下 支払額×1/2+ 7,500円 40,000円超 70,000円以下 支払額×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	
損害保険料控除		
寄附金控除		
障害者控除	55～ 普通 210,000円 特別 230,000円	59 普通 240,000円 特別 260,000円
老年者控除	55～ 210,000円	59 240,000円
寡婦(夫)控除	55～ 寡婦 210,000円 寡夫 210,000円	59 240,000円
勤労学生控除	55～ 210,000円	59 240,000円
配偶者控除	55～ 56～ 58～ 220,000円 老人 230,000円 同居特別障害 250,000円	59 一般 260,000円 老人 270,000円 同居特別障害 300,000円
配偶者特別控除		
扶養控除	55～ 58～ 一般 220,000円 同居特別障害 250,000円 老人 230,000円 同居老親等 260,000円	59 一般 260,000円 同居特別障害 300,000円 老人 270,000円 同居老親等 310,000円
基礎控除	55～ 220,000円	59 260,000円
配当控除	49～ 配当所得×2% (1,000万円を超える部分は1%)	
その他	51～ 青色専従者 税務官署において承認された額 白色専従者 400,000円	
所得割 非課税限度	57～ 270,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)× 27万円+9万円	59 290,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)× 29万円+9万円
均等割 非課税限度	57～ (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)×23万円	59 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)×26万円
均等割税率	55～ 1,500円	
所得割税率	55～ 課税標準額 課税標準額 30万円以下の金額 2% 370万円を超える金額 9% 30万円を超える金額 3% 570万円を超える金額 10% 45万円を超える金額 4% 950万円を超える金額 11% 70万円を超える金額 5% 1,900万円を超える金額 12% 100万円を超える金額 6% 2,900万円を超える金額 13% 130万円を超える金額 7% 4,900万円を超える金額 14% 230万円を超える金額 8%	

区分	年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	
給与所得控除	60	1,425,000円以下 1,425,000円超 1,650,000円超 3,300,000円超 6,000,000円超 10,000,000円超	570,000円 支払金額×40% 支払金額×30%+ 165,000円 支払金額×20%+ 495,000円 支払金額×10%+1,095,000円 支払金額× 5%+1,595,000円		
雑損控除					
医療費控除					
社会保険料控除					
小規模企業共済等掛金控除					
生命保険料控除	60	①一般の生命保険料のみ(最高35,000円) a) 15,000円以下 b) 15,000円超 40,000円以下 c) 40,000円超 70,000円以下 d) 70,000円超	支払額全額 支払額×1/2+ 7,500円 支払額×1/4+17,500円 35,000円	②個人年金保険料のみ(最高38,500円) a) 3,500円以下 b) 3,500円超	支払額全額 3,500円と3,500円を超える金額について、①により求めた金額の合計額
		③一般の生命保険料と個人年金保険料の両方(最高38,500円) 個人年金保険料(限度額3,500円)と一般の生命保険料(個人年金保険料が3,500円を超えるときは、超える金額を一般の生命保険料に加算)について①により求めた金額の合計額			
損害保険料控除					
寄附金控除					
障害者控除					
老年者控除					
寡婦(夫)控除					
勤労学生控除					
配偶者控除			61 同居特別障害 340,000円		
配偶者特別控除					
扶養控除			61 同居特別障害 340,000円		
基礎控除					
配当控除					
その他	60	白色専従者 450,000円			
所得割非課税限度			61 310,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)×31万円+9万円		
均等割非課税限度			61 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計)×28万円		
均等割税率	60 2,000円				
所得割税率	60 課税標準額 20万円以下の金額 20万円を超える金額 45万円を超える金額 70万円を超える金額 95万円を超える金額 120万円を超える金額 220万円を超える金額	2.5% 3% 4% 5% 6% 7% 8%	課税標準額 370万円を超える金額 570万円を超える金額 950万円を超える金額 1,900万円を超える金額 2,900万円を超える金額 4,900万円を超える金額	9% 10% 11% 12% 13% 14%	

区分	年度 昭和63年度	平成元年度
給与所得控除		元 創設 特定支出控除
雑損控除		
医療費控除		元 支払額 - { (総所得金額 × 5%) と 10万円の少ない額 } (最高限度200万円)
社会保険料控除		
小規模企業共済等掛金控除		
生命保険料控除		
損害保険料控除		
寄附金控除		
障害者控除		
老年者控除		元 480,000円
寡婦(夫)控除		
勤労学生控除		
配偶者控除	63 一般 280,000円 老人 290,000円 同居特別障害 360,000円	
配偶者特別控除	63 配偶者が控除対象配偶者の場合 140,000円 - { (給与所得等の金額 + 給与所得等以外の金額 × 3.3) × 14/33 } 配偶者が控除対象配偶者以外の場合 140,000円 - { (給与所得等の金額 + 給与所得等以外の金額 × 3.3 - 330,000円) × 28/33 } ※ { }内は1万円未満切捨て	
扶養控除	63 一般 280,000円 老人 290,000円 同居老親等 330,000円 同居特別障害 360,000円	
基礎控除	63 280,000円	
配当控除		
その他	63 白色専従者 配偶者 600,000円 配偶者以外 450,000円	元 障害者・未成年者・老年者・寡婦(夫)の非課税限度額 125万円
所得割 非課税限度		元 320,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) × 32万円 + 9万円
均等割 非課税限度		元 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) × 29万円
均等割税率		
所得割税率	63 課税標準額 60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円を超える金額 7% 260万円を超える金額 8% 460万円を超える金額 10% 950万円を超える金額 11% 1,900万円を超える金額 12%	元 課税標準額 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円を超える金額 11%

区分	年度	平成 2 年度
給与所得控除	²	1,625,000円以下 650,000円 1,625,000円超 支払金額×40% 1,650,000円超 3,300,000円以下 支払金額×30% + 165,000円 3,300,000円超 6,000,000円以下 支払金額×20% + 495,000円 6,000,000円超 10,000,000円以下 支払金額×10% + 1,095,000円 10,000,000円超 支払金額× 5% + 1,595,000円
雑損控除		
医療費控除		
社会保険料控除		
小規模企業共済等掛金控除		
生命保険料控除		
損害保険料控除		
寄附金控除	²	(「寄附金額」と「合計所得金額の25%」のいずれか少ない方の金額) - 100,000円 控除対象寄附金…住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金
障害者控除	²	普通 260,000円 特別 280,000円
老年者控除		
寡婦(夫)控除	²	260,000円 特別の寡婦 300,000円
勤労学生控除	²	260,000円
配偶者控除	²	一般 300,000円 老人 350,000円 同居特別障害 510,000円 同居特別障害老人 560,000円
配偶者特別控除	²	配偶者が控除対象配偶者の場合 300,000円 - {合計所得金額×30/35} 配偶者が控除対象配偶者以外の場合 300,000円 - {(合計所得金額 - 350,000円) × 30/35} ※{ }内は5万円未満切捨て
扶養控除	²	一般 300,000円 老人・特定 350,000円 同居老親等 420,000円 同居特別障害 510,000円 同居特別障害老人・特定 560,000円 同居特別障害同居老親等 630,000円
基礎控除	²	300,000円
配当控除		
その他	²	白色専従者 配偶者 800,000円 配偶者以外 470,000円 資産合算課税制度廃止
所得割 非課税限度	²	340,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) × 34万円 + 9万円
均等割 非課税限度	²	(本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) × 31万円
均等割税率		
所得割税率		

区分	年度	平成3年度	平成4年度
給与所得控除			
雑損控除			
医療費控除			
社会保険料控除			
小規模企業共済等掛金控除			
生命保険料控除	³	①一般の生命保険料のみの場合(最高35,000円) a) 15,000円以下 支払額全額 b) 15,000円超 40,000円以下 支払額×1/2 + 7,500円 c) 40,000円超 70,000円以下 支払額×1/4 + 17,500円 d) 70,000円超 35,000円 ③一般の生命保険料と個人年金保険料の両方がある場合(最高70,000円) ①と②の合計額	②個人年金保険料のみの場合(最高35,000円) ①の場合と同様の算出方法で求めた金額
損害保険料控除	³	①短期損害保険料のみの場合(最高2,000円) a) 1,000円以下 支払額全額 b) 1,000円超 3,000円以下 支払額×1/2 + 500円 c) 3,000円超 2,000円 ③短期損害保険料と長期損害保険料の両方がある場合(最高10,000円) ①と②の合計額	②長期損害保険料のみの場合(最高10,000円) a) 5,000円以下 支払額全額 b) 5,000円超 15,000円以下 支払額×1/2 + 2,500円 c) 15,000円超 10,000円
寄附金控除			⁴ 控除対象寄附金の拡充 (住所地の日本赤十字社支社に対する寄附金)
障害者控除			
老年者控除			
寡婦(夫)控除			
勤労学生控除			
配偶者控除	³	一般 310,000円 老人 360,000円 同居特別障害 520,000円 同居特別障害老人 570,000円	
配偶者特別控除	³	配偶者が控除対象配偶者の場合 ・合計所得金額が5万円未満 310,000円 ・合計所得金額が5万円以上 300,000円 - {(合計所得金額 - 5万円)/5} × 5 配偶者が控除対象配偶者以外の場合 ・合計所得金額が40万円未満 310,000円 ・合計所得金額が40万円以上 300,000円 - {(合計所得金額 - 40万円)/5} × 5 ※{ }内は1万円未満の端数切捨て	
扶養控除	³	一般 310,000円 老人・特定 360,000円 同居老親等 430,000円 同居特別障害 520,000円 同居特別障害老人・特定 570,000円 同居特別障害同居老親等 640,000円	
基礎控除	³	310,000円	
配当控除			
その他			
所得割 非課税限度	³	340,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) × 34万円 + 15万円	⁴ 340,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) × 34万円 + 19万円
均等割 非課税限度	³	310,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) × 31万円 + 4万円	⁴ 310,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) × 31万円 + 8万円
均等割税率			
所得割税率	³	課税標準額 160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円を超える金額 11%	

区分	年度	平成5年度	平成6年度
給与所得控除			
雑損控除			
医療費控除			
社会保険料控除			
小規模企業共済等掛金控除			
生命保険料控除			
損害保険料控除			
寄附金控除			⁶ 控除対象寄附金の拡充 (都道府県・市区町村に対する寄附金)
障害者控除			
老年者控除			
寡婦(夫)控除			
勤労学生控除			
配偶者控除			
配偶者特別控除			
扶養控除			⁶ 特定 390,000円 同居特別障害特定 600,000円
基礎控除			
配当控除			
その他			⁶ みなし法人課税制度廃止
所得割 非課税限度	⁵ 340,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) × 34万円 + 25万円		⁶ 340,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) × 34万円 + 30万円
均等割 非課税限度	⁵ 310,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) × 31万円 + 12万円		⁶ 310,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) × 31万円 + 17万円
均等割税率			
所得割税率			⁶ 特別減税(平成6年度分について) ①個人住民税所得割の20%相当額を特別減税額として控除する(20万円を上限とする) ②特別徴収については、8月から5月の10回で徴収する ③普通徴収については、第1期分から特別減税額を控除する

区分	年度	平成7年度
給与所得控除		
雑損控除		
医療費控除		
社会保険料控除		
小規模企業共済等掛金控除		
生命保険料控除		
損害保険料控除		
寄附金控除		
障害者控除		
老年者控除		
寡婦(夫)控除		
勤労学生控除		
配偶者控除	7	一般 330,000円 同居特別障害 540,000円 老人 380,000円 同居特別障害老人 590,000円
配偶者特別控除	7	配偶者が控除対象配偶者の場合 ・合計所得金額が5万円未満 330,000円 ・合計所得金額が5万円以上 300,000円 - { (合計所得金額 - 5万円) / 5 } × 5 配偶者が控除対象配偶者以外の場合 ・合計所得金額が40万円未満 330,000円 ・合計所得金額が40万円以上 300,000円 - { (合計所得金額 - 40万円) / 5 } × 5 ※ { }内は1万円未満の端数切捨て
扶養控除	7	一般 330,000円 同居特別障害 540,000円 老人 380,000円 同居特別障害老人 590,000円 特定 410,000円 同居特別障害特定 620,000円 同居老親等 450,000円 同居特別障害同居老親等 660,000円
基礎控除	7	330,000円
配当控除		
その他		
所得割非課税限度		
均等割非課税限度		
均等割税率		
所得割税率	7	課税標準額 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11% 特別減税(平成7年度分について) ①個人住民税所得割の15%相当額を特別減税額として控除する(2万円を上限とする) ②特別徴収については、7月から5月の11回で徴収する ③普通徴収については、第1期分から特別減税額を控除する

区分	年度	平成8年度	
給与所得控除	8	1,625,000円以下 1,625,000円超 1,800,000円超 3,600,000円超 6,600,000円超 10,000,000円超	650,000円 支払金額×40% 支払金額×30%+ 180,000円 支払金額×20%+ 540,000円 支払金額×10%+1,200,000円 支払金額× 5%+1,700,000円
雑損控除			
医療費控除			
社会保険料控除			
小規模企業共済等掛金控除			
生命保険料控除			
損害保険料控除			
寄附金控除			
障害者控除			
老年者控除			
寡婦(夫)控除			
勤労学生控除			
配偶者控除			
配偶者特別控除	8	配偶者が控除対象配偶者の場合 ・合計所得金額が10万円未満 ・合計所得金額が10万円以上38万円未満 ・合計所得金額が38万円以上	330,000円 330,000円-{(合計所得金額-5万円)/5}×5 0円
		配偶者が控除対象配偶者以外の場合 ・合計所得金額が45万円未満 ・合計所得金額が45万円以上75万円未満 ・合計所得金額が75万円以上76万円未満 ・合計所得金額が76万円以上	330,000円 310,000円-{(合計所得金額-45万円)/5}×5 30,000円 0円
		※{ }内は1万円未満の端数切捨て	
扶養控除			
基礎控除			
配当控除			
その他	8	白色専従者 配偶者 配偶者以外	860,000円 500,000円
所得割非課税限度			
均等割非課税限度			
均等割税率	8	2,500円	
所得割税率	8	特別減税(平成8年度分について) ①個人住民税所得割の15%相当額を特別減税額として控除する(2万円を上限とする) ②特別徵収については、7月から5月の11回で徵収する ③普通徵収については、第1期分から特別減税額を控除する	

区分	年度	平成9年度	平成10年度
給与所得控除			
雑損控除			
医療費控除			
社会保険料控除			
小規模企業共済等掛金控除			
生命保険料控除			
損害保険料控除			
寄附金控除			
障害者控除			
老年者控除			
寡婦(夫)控除			
勤労学生控除			
配偶者控除			
配偶者特別控除			
扶養控除			
基礎控除			
配当控除			
その他			
所得割 非課税限度		10 350,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) × 35万円 + 30万円	
均等割 非課税限度		10 320,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) × 32万円 + 17万円	
均等割税率			
所得割税率	9 課税標準額 200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円を超える金額	3% 8% 12%	10 特別減税(平成10年度分について) ①個人住民税所得割額から本人17,000円、控除対象配偶者と扶養親族1人につき、8,500円を特別減税額として控除する (本人の所得割額を上限とする) ②特別徴収については、7月から5月の11回で徴収する ③普通徴収については、第1期分から特別減税額を控除し、控除しきれない分がある場合には、2期、3期、4期と順に控除する

区分	年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
給与所得控除				
雑損控除				
医療費控除				
社会保険料控除				
小規模企業共済等掛金控除				
生命保険料控除				
損害保険料控除				
寄附金控除				
障害者控除				
老年者控除				
寡婦(夫)控除				
勤労学生控除				
配偶者控除				
配偶者特別控除				
扶養控除	11 特定 430,000円 特別障害 300,000円 同居特別障害 530,000円	12 特定 450,000円		
基礎控除				
配当控除				
その他				
所得割 非課税限度	11 350,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) ×35万円+31万円	12 350,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) ×35万円+32万円		
均等割 非課税限度		12 320,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) ×32万円+18万円		
均等割税率				
所得割税率	11 課税標準額 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% 恒久的減税 定率控除(平成11年度分より) 個人住民税所得割の15%相当額を定率控除額として控除する (4万円を上限とする)			

区分	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
給与所得控除				
雑損控除				
医療費控除				
社会保険料控除				
小規模企業共済等掛金控除				
生命保険料控除				
損害保険料控除				
寄附金控除				
障害者控除				
老年者控除				
寡婦(夫)控除				
勤労学生控除				
配偶者控除				
配偶者特別控除				
扶養控除				
基礎控除				
配当控除				
その他				
所得割 非課税限度	14 350,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) ×35万円+36万円		16 350,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) ×35万円+35万円	
均等割 非課税限度	14 320,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) ×32万円+22万円		16 320,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) ×32万円+20万円	
均等割税率			16 3,000円	
所得割税率				

区分	年度	平成17年度	平成18年度
給与所得控除			
雑損控除			
医療費控除			
社会保険料控除			
小規模企業共済等掛金控除			
生命保険料控除			
損害保険料控除			
寄附金控除			
障害者控除			
老年者控除			¹⁸ 廃止
寡婦(夫)控除			
勤労学生控除			
配偶者控除			
配偶者特別控除	¹⁷ 配偶者控除に上乗せして適用される部分が廃止		
扶養控除			
基礎控除			
配当控除			
その他			¹⁸ 平成17年1月1日において65歳に達していた方で、前年の合計所得金額が125万円以下である方については、所得割及び均等割の税額の2/3を減額
所得割 非課税限度			¹⁸ 350,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) ×35万円+32万円
均等割 非課税限度			¹⁸ 320,000円 控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計) ×32万円+19万円
均等割税率	¹⁷ 均等割の納税義務を負う夫と生計同一の妻には、 1/2で課税		¹⁸ 均等割の納税義務を負う夫と生計同一の妻にも 課税
所得割税率			¹⁸ 定率減税を1/2に縮減 個人住民税所得割額の15%相当額(4万円限度)から 7.5%相当額(2万円限度)に変更

区分	年度	平成19年度	平成20年度
給与所得控除			
雑損控除			
医療費控除			
社会保険料控除			
小規模企業共済等掛金控除			
生命保険料控除			
損害保険料控除 ※20年度より 地震保険料控除		20 創設 地震保険料控除 ①地震保険料のみの場合 a) 50,000円以下 支払金額の1/2 b) 50,000円超 25,000円 ②旧長期損害保険料のみの場合 a) 5,000円以下 全額 b) 5,000円超 15,000円以下 支払金額の1/2 +2,500円 c) 15,000円超 10,000円 ③地震保険料と旧長期損害保険料の両方ある場合 (最高10,000円) ①と②の合計額 ※短期損害保険料については廃止	
寄附金控除			
障害者控除			
寡婦(夫)控除			
勤労学生控除			
配偶者控除			
配偶者特別控除			
扶養控除			
基礎控除			
配当控除			
その他	19	平成17年1月1日において65歳に達していた方で、前年の合計所得金額が125万円以下である方については、所得割及び均等割の税額の1/3を減額	20 住民税の住宅ローン控除の新設 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を、住民税(所得割)から控除 65歳以上の方の非課税措置廃止に伴う経過措置の終了
所得割 非課税限度			
均等割 非課税限度			
均等割税率	19	いしかわ森林環境税の導入により、県民税均等割に500円上乗せ	
所得割税率	19	個人市民税所得割の6%比例税率化 定率減税廃止	

区分	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
給与所得控除					
雑損控除					
医療費控除					
社会保険料控除					
小規模企業共済等掛金控除					
生命保険料控除					
地震保険料控除					
寄附金税額控除	21	所得控除方式から税額控除方式へ移行 1. 住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部に対する寄附金 都道府県又は市区町村が条例で指定した団体等に対する寄附金 市民税 (寄附金額-5,000円) × 6% 県民税 (寄附金額-5,000円) × 4% 2. 地方公共団体(都道府県・市区町村)に対する寄附金 (1) (寄附金-5,000円) × 10% (2) (寄附金-5,000円) × (90%-対象者の所得税の税率) (1) + (2) = 控除額 ※(2)は住民税所得割の10%が限度 1、2合わせて総所得金額等の30%が限度	24 適用下限額の変更 1. 住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部に対する寄附金 都道府県又は市区町村が条例で指定した団体等に対する寄附金 市民税 (寄附金額-2,000円) × 6% 県民税 (寄附金額-2,000円) × 4% 2. 地方公共団体(都道府県・市区町村)に対する寄附金 (1) (寄附金-2,000円) × 10% (2) (寄附金-2,000円) × (90%-対象者の所得税の税率) ※(2)は住民税所得割の10%が限度 1、2合わせて総所得金額等の30%が限度		
障害者控除			24 扶養控除に加算されていた同居特別障害者加算額が、特別障害者控除に加算する方式に変更		
寡婦(夫)控除					
勤労学生控除					
配偶者控除					
配偶者特別控除					
扶養控除			24 0~15歳の扶養控除廃止 330,000円→0円 16~18歳の特定扶養控除の上乗せ部分廃止 450,000円→330,000円		
基礎控除					
配当控除					
その他					
所得割非課税限度					
均等割非課税限度					
均等割税率					
所得割税率					

区分	年度	平成25年度
給与所得控除		
雑損控除		
医療費控除		
社会保険料控除		
小規模企業共済等掛金控除		
生命保険料控除	25 創設 介護医療保険料控除 1. 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約) (最高70,000円) ①一般の生命保険料のみの場合 a) 12,000円以下 支払金額全額 b) 12,000円超 32,000円以下 支払金額×1/2+ 6,000円 c) 32,000円超 56,000円以下 支払金額×1/4+14,000円 d) 56,000円超 28,000円 ②介護医療保険料のみの場合 ①の場合と同様の算出方法で求めた金額 ③個人年金保険料のみの場合 ①の場合と同様の算出方法で求めた金額 2. 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約) (最高70,000円) 算出方法は従前のとおり 3. 新契約と旧契約の両方ある場合 (最高70,000円) それぞれの保険料の新契約及び旧契約の控除額の合計金額 (最高28,000円)	
地震保険料控除		
寄附金税額控除		
障害者控除		
寡婦(夫)控除		
勤労学生控除		
配偶者控除		
配偶者特別控除		
扶養控除		
基礎控除		
配当控除		
その他		
所得割 非課税限度		
均等割 非課税限度		
均等割税率		
所得割税率		

年度 区分		平成26年度	平成27年度														
給与所得控除	26	1, 625, 000円以下 650, 000円 1, 625, 000円超 支払金額×40% 1, 800, 000円超 3, 600, 000円以下 支払金額×30% + 180, 000円 3, 600, 000円超 6, 600, 000円以下 支払金額×20% + 540, 000円 6, 600, 000円超 10, 000, 000円以下 支払金額×10% + 1, 200, 000円 10, 000, 000円超 15, 000, 000円以下 支払金額× 5% + 1, 700, 000円 15, 000, 000円超 2, 450, 000円															
雑損控除																	
医療費控除																	
社会保険料控除																	
小規模企業共済等掛金控除																	
生命保険料控除																	
地震保険料控除																	
寄附金税額控除	26	平成25年から平成49年まで復興特別所得税が課税されることに伴い、 特例控除の割合を平成26年度から以下の割合に変更	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額 - 人的控除差調整額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 1, 950, 000円</td> <td>84. 895/100</td> </tr> <tr> <td>1, 950, 001円 ～ 3, 300, 000円</td> <td>79. 79 /100</td> </tr> <tr> <td>3, 300, 001円 ～ 6, 950, 000円</td> <td>69. 58 /100</td> </tr> <tr> <td>6, 950, 001円 ～ 9, 000, 000円</td> <td>66. 517/100</td> </tr> <tr> <td>9, 000, 001円 ～ 18, 000, 000円</td> <td>56. 307/100</td> </tr> <tr> <td>18, 000, 001円 ～</td> <td>49. 16 /100</td> </tr> </tbody> </table>	課税総所得金額 - 人的控除差調整額	割合	～ 1, 950, 000円	84. 895/100	1, 950, 001円 ～ 3, 300, 000円	79. 79 /100	3, 300, 001円 ～ 6, 950, 000円	69. 58 /100	6, 950, 001円 ～ 9, 000, 000円	66. 517/100	9, 000, 001円 ～ 18, 000, 000円	56. 307/100	18, 000, 001円 ～	49. 16 /100
課税総所得金額 - 人的控除差調整額	割合																
～ 1, 950, 000円	84. 895/100																
1, 950, 001円 ～ 3, 300, 000円	79. 79 /100																
3, 300, 001円 ～ 6, 950, 000円	69. 58 /100																
6, 950, 001円 ～ 9, 000, 000円	66. 517/100																
9, 000, 001円 ～ 18, 000, 000円	56. 307/100																
18, 000, 001円 ～	49. 16 /100																
障害者控除																	
寡婦(夫)控除																	
勤労学生控除																	
配偶者控除																	
配偶者特別控除																	
扶養控除																	
基礎控除																	
配当控除																	
その他																	
所得割 非課税限度																	
均等割 非課税限度																	
均等割税率	26	東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、 市民税・県民税均等割に500円ずつ上乗せ 3, 500円															
所得割税率																	

年度区分	平成28年度	平成29年度																
給与所得控除		<p>29</p> <table> <tbody> <tr><td>1, 625, 000円以下</td><td>650, 000円</td></tr> <tr><td>1, 625, 000円超</td><td>支払金額×40%</td></tr> <tr><td>1, 800, 000円超</td><td>支払金額×30% + 180, 000円</td></tr> <tr><td>3, 600, 000円超</td><td>支払金額×20% + 540, 000円</td></tr> <tr><td>6, 600, 000円超</td><td>支払金額×10% + 1, 200, 000円</td></tr> <tr><td>10, 000, 000円超</td><td>支払金額× 5% + 1, 700, 000円</td></tr> <tr><td>12, 000, 000円超</td><td>2, 300, 000円</td></tr> </tbody> </table>	1, 625, 000円以下	650, 000円	1, 625, 000円超	支払金額×40%	1, 800, 000円超	支払金額×30% + 180, 000円	3, 600, 000円超	支払金額×20% + 540, 000円	6, 600, 000円超	支払金額×10% + 1, 200, 000円	10, 000, 000円超	支払金額× 5% + 1, 700, 000円	12, 000, 000円超	2, 300, 000円		
1, 625, 000円以下	650, 000円																	
1, 625, 000円超	支払金額×40%																	
1, 800, 000円超	支払金額×30% + 180, 000円																	
3, 600, 000円超	支払金額×20% + 540, 000円																	
6, 600, 000円超	支払金額×10% + 1, 200, 000円																	
10, 000, 000円超	支払金額× 5% + 1, 700, 000円																	
12, 000, 000円超	2, 300, 000円																	
雑損控除																		
医療費控除																		
社会保険料控除																		
小規模企業共済等掛金控除																		
生命保険料控除																		
地震保険料控除																		
寄附金税額控除	<p>28 適用上限額の変更 1. 住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部に対する寄附金 都道府県又は市区町村が条例で指定した団体等に対する寄附金 市民税 (寄附金額-2, 000円) × 6% 県民税 (寄附金額-2, 000円) × 4% 2. 地方公共団体(都道府県・市区町村)に対する寄附金 (1) (寄附金-2, 000円) × 10% (2) (寄附金-2, 000円) × (90%-対象者の所得税の税率) (1) + (2) = 控除額 ※(2)は住民税所得割の20%が限度 1、2合わせて総所得金額等の30%が限度</p>	<p>所得税の税率の変更に伴い、特例控除の割合を平成28年度から以下の割合に変更</p> <table> <thead> <tr> <th>課税総所得金額 - 人的控除差調整額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>～ 1, 950, 000円</td><td>84. 895/100</td></tr> <tr><td>1, 950, 001円 ～ 3, 300, 000円</td><td>79. 79 /100</td></tr> <tr><td>3, 300, 001円 ～ 6, 950, 000円</td><td>69. 58 /100</td></tr> <tr><td>6, 950, 001円 ～ 9, 000, 000円</td><td>66. 517/100</td></tr> <tr><td>9, 000, 001円 ～ 18, 000, 000円</td><td>56. 307/100</td></tr> <tr><td>18, 000, 001円 ～ 40, 000, 000円</td><td>49. 16 /100</td></tr> <tr><td>40, 000, 001円 ～</td><td>44. 055/100</td></tr> </tbody> </table>	課税総所得金額 - 人的控除差調整額	割合	～ 1, 950, 000円	84. 895/100	1, 950, 001円 ～ 3, 300, 000円	79. 79 /100	3, 300, 001円 ～ 6, 950, 000円	69. 58 /100	6, 950, 001円 ～ 9, 000, 000円	66. 517/100	9, 000, 001円 ～ 18, 000, 000円	56. 307/100	18, 000, 001円 ～ 40, 000, 000円	49. 16 /100	40, 000, 001円 ～	44. 055/100
課税総所得金額 - 人的控除差調整額	割合																	
～ 1, 950, 000円	84. 895/100																	
1, 950, 001円 ～ 3, 300, 000円	79. 79 /100																	
3, 300, 001円 ～ 6, 950, 000円	69. 58 /100																	
6, 950, 001円 ～ 9, 000, 000円	66. 517/100																	
9, 000, 001円 ～ 18, 000, 000円	56. 307/100																	
18, 000, 001円 ～ 40, 000, 000円	49. 16 /100																	
40, 000, 001円 ～	44. 055/100																	
障害者控除																		
寡婦(夫)控除																		
勤労学生控除																		
配偶者控除																		
配偶者特別控除																		
扶養控除																		
基礎控除																		
配当控除																		
その他																		
所得割 非課税限度																		
均等割 非課税限度																		
均等割税率																		
所得割税率																		

区分	年度	平成30年度
給与所得控除	30	1,625,000円以下 650,000円 1,625,000円超 1,800,000円以下 支払金額×40% 1,800,000円超 3,600,000円以下 支払金額×30% + 180,000円 3,600,000円超 6,600,000円以下 支払金額×20% + 540,000円 6,600,000円超 10,000,000円以下 支払金額×10% + 1,200,000円 10,000,000円超 2,200,000円
雑損控除		
医療費控除	30	セルフメディケーション税制の創設（30～34年度までの間） 特定一般用医薬品等購入費 - 12,000円（限度額88,000円）
社会保険料控除		
小規模企業共済等掛金控除		
生命保険料控除		
地震保険料控除		
寄附金税額控除		
障害者控除		
寡婦(夫)控除		
勤労学生控除		
配偶者控除		
配偶者特別控除		
扶養控除		
基礎控除		
配当控除		
その他		
所得割非課税限度		
均等割非課税限度		
均等割税率		
所得割税率		

区分	年度	令和元年度	令和2年度																																					
給与所得控除																																								
雑損控除																																								
医療費控除																																								
社会保険料控除																																								
小規模企業共済等掛金控除																																								
生命保険料控除																																								
地震保険料控除																																								
寄附金税額控除																																								
障害者控除																																								
寡婦(夫)控除																																								
勤労学生控除																																								
配偶者控除	元 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納税者本人の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> <tr> <th colspan="3">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般配偶者</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>老人配偶者</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr> </tbody> </table>		納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	控除額			一般配偶者	33万円	22万円	11万円	老人配偶者	38万円	26万円	13万円																						
納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																					
	控除額																																							
一般配偶者	33万円	22万円	11万円																																					
老人配偶者	38万円	26万円	13万円																																					
配偶者特別控除	※ 納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用不可	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="10">配偶者の合計所得金額</th> <th>38万円超 90万円以下</th> <th>33万円</th> <th>22万円</th> <th>11万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90万円超 95万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 123万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>123万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		配偶者の合計所得金額	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	123万円超	0円	0円	0円
配偶者の合計所得金額	38万円超 90万円以下	33万円	22万円		11万円																																			
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円		11万円																																			
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円		9万円																																			
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円		7万円																																			
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円		6万円																																			
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円		4万円																																			
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円		2万円																																			
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円		1万円																																			
	123万円超	0円	0円		0円																																			
	扶養控除																																							
基礎控除																																								
配当控除																																								
その他																																								
所得割非課税限度																																								
均等割非課税限度																																								
均等割税率																																								
所得割税率																																								

区分	年度	令和3年度	令和4年度									
給与所得控除	3	1,625,000円以下 550,000円 1,625,000円超 1,800,000円以下 支払金額×40%－ 100,000円 1,800,000円超 3,600,000円以下 支払金額×30%＋ 80,000円 3,600,000円超 6,600,000円以下 支払金額×20%＋ 440,000円 6,600,000円超 8,500,000円以下 支払金額×10%＋1,100,000円 8,500,000円超 1,950,000円										
	3 創設 所得金額調整控除 一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得から控除する											
雑損控除												
医療費控除												
社会保険料控除												
小規模企業共済等掛金控除												
生命保険料控除												
地震保険料控除												
寄附金税額控除												
障害者控除												
寡婦(夫)控除	3 特定の寡婦控除廃止 300,000円→0円	寡夫控除廃止 260,000円→0円										
ひとり親控除	3 創設 300,000円											
勤労学生控除	3 所得控除の変更に伴う勤労学生の合計所得金額の範囲の変更 65万円以下→75万円以下											
配偶者控除	3 所得控除の変更に伴う控除対象配偶者の合計所得金額の範囲の変更 38万円以下→48万円以下											
配偶者特別控除	3 所得控除の変更に伴う特別控除対象配偶者の合計所得金額の範囲の変更 38万円超~123万円以下→48万円超~133万円以下											
扶養控除	3 所得控除の変更に伴う扶養親族の合計所得金額の範囲の変更 38万円以下→48万円以下											
基礎控除	3 <table border="1"> <tr> <td>納稅義務者の合計所得金額</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>0円</td> </tr> </table>	納稅義務者の合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	0円	
納稅義務者の合計所得金額	控除額											
2,400万円以下	43万円											
2,400万円超 2,450万円以下	29万円											
2,450万円超 2,500万円以下	15万円											
2,500万円超	0円											
配当控除												
その他	3 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の非課税限度額 135万円 合計所得金額が2,500万円超の場合、調整控除の適用なし											
所得割 非課税限度	3 450,000円 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計) × 35万円 + 42万円											
均等割 非課税限度	3 420,000円 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 (本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計) × 32万円 + 29万円											
均等割税率												
所得割税率												

区分	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給与所得控除				
雑損控除				
医療費控除	5	セルフメディケーション税制の対象医療品の見直しと適用期限の延長（5～9年度までの間）		
社会保険料控除				
小規模企業共済等掛金控除				
生命保険料控除				
地震保険料控除				
寄附金税額控除				
障害者控除				
寡婦控除				
ひとり親控除				
勤労学生控除				
配偶者控除				
配偶者特別控除				
扶養控除				
基礎控除				
配当控除				
その他	5	成年年齢の引き下げ 未成年 20歳未満→18歳未満		
所得割非課税限度				
均等割非課税限度				
均等割税率		6 東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、市民税・県民税均等割に500円ずつ上乗せされていたものが終了 3,000円 ※新たに森林環境税（国税）年額1,000円を導入（均等割と併せて賦課徴収）		
所得割税率		6 定額減税（令和6年度分） 次の①と②の金額の合計額を所得割額から控除（所得割額が限度） 合計所得金額が1,805万円を超える人、均等割・森林環境税のみ課税される人は対象外 ①本人 1万円 ②控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く） 1人につき 1万円	7 定額減税（令和7年度分） 合計所得金額が1,805万円以下の人の中、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する人は、税額控除後の所得割額から1万円控除（所得割額が限度）	